

開発行為の許可等に係る申請手数料

(観音寺市手数料条例抜粋)

(1) 開発行為許可申請 (法第 29 条第 1 項、第 2 項)

開発区域の規模	自己の居住用	自己の業務用	その他 (非自己用)
0.1ha 未満	9,400 円	14,000 円	94,000 円
0.1ha 以上 0.3ha 未満	23,000 円	33,000 円	140,000 円
0.3ha 以上 0.6ha 未満	47,000 円	70,000 円	210,000 円
0.6ha 以上 1.0ha 未満	94,000 円	130,000 円	280,000 円
1.0ha 以上 3.0ha 未満	140,000 円	220,000 円	420,000 円
3.0ha 以上 6.0ha 未満	190,000 円	290,000 円	550,000 円
6.0ha 以上 10.0ha 未満	230,000 円	370,000 円	710,000 円
10.0ha 以上	330,000 円	510,000 円	950,000 円

(2) 開発行為変更許可申請 (金額の上限は 950,000 円) (法第 35 条の 2 第 1 項)

- ① 設計の変更 (1) の 1/10
- ② 区域編入 編入区域の面積に応じて (1) の欄の額
- ③ その他 10,000 円

(3) 建築物の特例許可申請

(法第 41 条第 2 項ただし書) 50,000 円

(4) 予定建築物等以外の建築等許可申請

(法第 42 条第 1 項ただし書) 28,000 円

(5) 開発許可を受けた地位承継承認申請 (法第 45 条)

- ① 自己の居住用又は 1ha 未満の自己の業務用 1,900 円
- ② 1ha 以上の自己の業務用 2,900 円
- ③ その他 (非自己用) 19,000 円

(6) 開発登録簿の写し交付 (法第 47 条第 5 項) 用紙 1 枚 500 円

注 このページの記述は「観音寺市手数料条例(平成 17 年観音寺市条例第 80 号)」に基づくものであり、条例改正により手数料金額等が変わることがありますので注意してください。